



## 後期高齢者医療 健康診査

### 年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的とした健康診査を実施しています。

まだ受診されていない方で受診を希望する方は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、医療機関にあらかじめ電話にてご相談のうえ、受診をご検討ください。実施医療機関が分からない場合は、お気軽に下記問合せ先までご連絡ください。

★10月・12月実施のうきは市住民健診にて無料で受診できます（※新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、中止（延期）する場合がございます）。

■ 受診対象者 被保険者（長期入院者・施設入所者を除く）

■ 受診期間 令和4年3月31日まで

#### ■ 受診時に必要なもの

- ①被保険者証（保険証）
  - ②広域連合が郵送した「受診票」
    - ・令和3年4月末現在で被保険者の方・・・4月下旬に送付済み
    - ・令和3年5月以降に75歳になる方・・・75歳になる誕生月の10日頃送付
  - ③自己負担金500円（うきは市住民健診での受診は無料です。）
- 受診票をお持ちでない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。  
なお、今年度75歳になる方は、75歳の誕生日以降に受診をお願いいたします。



## 後期高齢者医療 歯科健診

後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診を実施しています。まだ受診されていない方は、お早めにご予約の上、受診券を持って受診しましょう。

#### ■ 受診対象者

本年度76歳になられる方（昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれ）  
（長期入院者、施設入所者等を除く）

※例外として、令和3年12月までに限り、77歳以上になられる被保険者で歯科健診を希望する方も受診できます。ただし、昨年度までに受診した方は受診できません。

■ 受診期間 令和3年12月まで（実施医療機関の休診日を除く）

■ 受診方法 必ず同封している実施医療機関に予約のうえ受診してください。

#### ■ 受診時に必要なもの

- ①被保険者証（保険証）
- ②受診券（記入して実施医療機関へお持ちください）
- ③自己負担金300円

※受診券は5月下旬に発送しています。受診券をお持ちでない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

また、75歳以下の方は、対象年齢（76歳）になってから受診してください。



●問合せ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター  
〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号（福岡県自治会館5階）  
☎092-651-3111 FAX092-651-3901  
<http://www.fukuoka-kouki.jp/>